

響	の流出を防止する対策がなされており、転用を認めても保全上支障がないと判断される。
関係者の意見	保安林解除について、利害関係者である御前崎市長、佐倉二区町内会、佐倉財産区の同意を得ている。
その他	○防災施設 工事期間中は必要な機能を有する土砂溜（布団籠）（1基）及び土砂流出防止柵を流末及び法尻に設置する。工事完成後は、すべての法面を被覆し区域外への土砂・汚水の流出を防止する計画となっている。

参考：事業計画図兼代替施設計画図等 別紙のとおり